# 地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて

○　道路・堤防・ダム等のインフラについては、存在する場所で特定の機能や役割を果たすものであることや、設置者としての使用利益が損なわれていないことを考慮すれば、原則として損害はないものの、特定の機能や役割を果たすための追加的な原状回復費用などは、賠償の対象とすることが適当である。

○　山林については、防災林などについてはインフラと同様の扱いとするものの、販売を目的とする営林などにおける収入の減少や追加的費用を要するものについては、賠償の対象とすることが適当である。